

平成27年8月28日（金）13：30～

交通政策審議会海事分科会第68回船員部会

【成瀬専門官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第68回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の成瀬でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員18名中15名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

最初に、事務局を務めさせていただいている海事局に7月31日付で異動がございましたので紹介させていただきます。大臣官房審議官の松原が異動し、その後任として、大臣官房審議官の佐々木が着任しております。

【佐々木審議官】 松原審議官の後任といたしまして、7月31日付で着任いたしました佐々木良と申します。前職は、2年間の人事交流で経済産業省のほうに行っておりまして、経済産業省では、今、ミラノで行われております食をテーマとする万博ですとか、それから2年後にカザフスタン、アスタナで開催されるアスタナ博、それから商務流通全般。商務流通と申しますのは、セブン・イレブンなどの流通業ですとか、クレジット産業ですとか、リース業ですとか、それからあと消費者保護のための製品安全、これらの分野を担当させていただいておりました。

入省以来、一番勤務多かったのは鉄道関係でございまして、国鉄の民営化から始まりまして、整備新幹線の仕事については課長補佐と課長を3年やらせていただきまして、リニアのキックオフのときも担当させていただいております。そのほか、航空局も結構長く勤務いたしましたが、法規ですとか、予算とか税制のほうの取りまとめをやらせていただいております。

海事につきましては、今回初めてでございますので、職員の皆さんには、遅れて来た1年生ですので、しっかり教えてくださいと、よく勉強しますと申しております。先生方のお話をしっかり承りまして、一生懸命努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

【成瀬専門官】 続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

議事次第、配付資料一覧、その次からが資料となります。資料の番号は、縦置きの資料は右上に、横置きの資料は左上に記載してございます。

まず、資料1として、船員派遣事業等フォローアップ会議の報告について、こちらが3枚になります。資料2として、交通政策審議会への諮問について、諮問第226号「船員派遣事業の許可について」が2枚になります。その参考資料として、資料2-2が、表紙を含め3枚、これは委員限りの資料となります。資料3として、交通政策審議会への諮問について、諮問第227号「無料の船員職業紹介事業の許可について」が2枚になります。その参考資料として、資料3-2が表紙を含め2枚、これは委員限りの資料となります。

資料は行き届いておりますでしょうか。

以上で資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をよろしくお願いします。

【野川部会長】 それでは、本日もお忙しいところご参集賜りまして、ありがとうございます。早速、議事を進めてまいります。

議題の1でございますが、船員派遣事業等フォローアップ会議の報告について、まず事務局からご説明をお願いいたします。

【佐藤雇用対策室長】 船員政策課の佐藤でございます。それでは、船員派遣事業等フォローアップ会議の報告につきまして、ご説明いたします。資料は資料1でございます。

船員派遣事業につきましては、その事業の適正な実施を図るため、事業場監査を実施してきているところでございますけれども、その監査結果内容につきまして、平成17年から実施している船員派遣事業等フォローアップ会議の場で報告することとしております。委員名簿は資料1の3枚目の参考資料のとおりでございます。

先月、7月31日に第21回のフォローアップ会議が開催されましたので、その会議の結果につきまして、資料1に基づきまして説明いたします。

今回は、今年1月から6月の間に26事業者に対しまして監査を実施いたしました。この監査の結果を事務局より報告の上、意見交換を行いました。資料1のIVが監査結果となりますけれども、1. は監査を実施しました事業者の概要となっておりますので、説明は省略させていただきます。

2 ページ目の2. 船員職業安定法等に基づく是正指導状況でございますけれども、(1)

是正指導を受けた事業者は5事業者ございました。その内容につきましては、「船員派遣契約書の記載不備」が3事業者、「派遣船員への派遣船員とする旨の明示書無し」が1事業者、「派遣船員への就業条件の明示書無し」が1事業者、「派遣船員への就業条件明示書の記載不備」が4事業者、「派遣先への派遣船員に関する事項の通知書無し」が1事業者、「派遣先への派遣船員に関する事項の通知書の記載不備」が2事業者、「派遣元管理台帳の一部未作成」が1事業者、「派遣元管理台帳の記載不備」が2事業者ございました。いずれも所要の是正指導を行っております。

次に、3. 船員労働安全衛生規則等に基づく教育訓練の是正指導状況でございますけれども、是正指導を受けた事業者は5事業者でございました。全ての事業者が教育訓練を実施してございましたけれども、「派遣先への安全衛生教育に係る実施記録の未通知」が5事業者ございました。いずれも所要の是正指導を行っております。

また、是正指導した全ての事項につきまして、全ての事業者が速やかに是正措置を講じたことを確認しております。

また、会議におきまして、事務局より、「このように、書類の記載不備など基本的な事項が守られていない事業者がまだにいることから、何らかの対策を講じる必要があると考えており、各地方運輸局において、派遣元事業者の派遣元責任者を対象に講習会を実施することとした。今年度以降、各局毎年度1回は実施したいと考えており、講習会の内容は船員派遣事業の概要や派遣元事業主が行うべき事項についてなどである。」との説明を行いました。

これに対しまして、委員より、「講習会を実施するということは評価する。しっかりと派遣元責任者を指導していただきたい。」との発言がありました。

当局といたしましては、この講習会を実施するとともに、従来どおり派遣の許可または更新時の際にも、地方運輸局等を通じて、基本的なルール等について、適時適切な指導を行ってまいりたいと考えております。また、必要に応じ行政処分を行うことにより、船員派遣事業の適正な運営を確保していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特になければ、次の議題に移りたいと存じます。

議題の2、船員派遣事業の許可についてでございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書きの規定によりまして、審議を非公開とさせていただきます。マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

(関係者以外退席)

【野川部会長】 ありがとうございます。

これで、本日の予定された議事は全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

吉田課長補佐。

【吉田課長補佐】 船員政策課の吉田でございます。私のほうから1点、ご報告をさせていただきます。

前回の船員部会の議題2「船員法施行規則の一部を改正する省令案について」において、船員法111条の報告義務の報告様式を変更するという旨の説明をさせていただきましたが、その際、高橋委員のほうから、この報告義務について、虚偽の報告をした場合の罰則等についてご質問をいただきました。その点について、改めてご説明をさせていただきます。

まずは罰則でございますが、こちらは前回ご説明したとおりでございます。船員法第131条第5号の規定におきまして、111条の報告をせず、または虚偽の報告をしたときは30万円以下の罰金に処するということが定められております。それ以外の部分でございますが、まず第106条におきまして、船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者または船員に対し、この法律等々の遵守に関し注意を喚起し、または勧告をすることができるとなっております。また、第101条におきまして、国土交通大臣は、この法律等々に違反する事実があると認めるときは、船舶所有者または船員に対し、その違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるという規定がございます。こういった船員労務官の勧告ですとか、国土交通大臣の是正命令によって対応するということとなります。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、改めて、ただいま前回の質問に対する説明でございますが、何かございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。

高橋委員。

【高橋臨時委員】 漁業の3条約の件でございますけれども、現在、STCW-Fと、それからトレモリノス条約、ケープタウン協定と、この2つの分科会が開催をされて、それなりの中間取りまとめに間もなくなる部会もありますけれども、片やILOの188号、漁業労働条約の分科会のほうなんです、中断をしている。国交省と水産庁が絡んでいるが3つの条約については同時に開催し、同時進行という理解でございましたけれども、この188号だけが、まだ開催をされていない状況でございます。少なくとも漁船員の労働条約の話ですから、早急に開催をしていただきたいということを強く要請をしておきたいというように思います。

それから、もう一点、6級海技士機関の、その進捗状況、どうなっているのか、教えていただければというように思います。

以上です。

【野川部会長】 前半はご要望ということでお伺いいたしました。

後半部分につきまして、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

【石田企画調整官】 お尋ねの6級2種につきましては、現在、底引き網の団体及び巻き網の団体にニーズを確認中でございます。間もなく、その回答が出てくるのではないかと考えております。そのニーズを確認しまして、制度検討をさらに進めていきたいと思っております。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

【高橋臨時委員】 今、進捗状況、報告をしていただいて、かなり進んでいるんだなという理解もしておりますので、なお一層、早目に適用になるように努力をお願いしたいと思います。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかにございますでしょうか。

平岡委員。

【平岡臨時委員】 前から、この部会の中でお話はしているんですけども、東京湾アクアラインと競合するフェリーの航路存続についてですけども、ご承知のように、この通行料金につきましては、昨年、国と千葉県が財源を負担するというような形の中で、800円を継続することとなっております。その中で、競合するフェリー航路、金谷と久里浜ということになるんですけども、これまでも高速道路の通行料金の割引など、道路偏重政策、それによって事業者は厳しい経営状況になっているということと、今現在においても、減便、減船、それと労働条件の切り下げとか、その辺のところで極めて厳しい状況を余儀なくされています。

昨年、全国共通料金制度が導入され、架橋と平行する航路、その辺のところをどうしていくのかということで、国のほうの話では協議会を設置し、その辺のところで対策を講じていくというようなことですけども、既に1年以上がたっていますが、今のところ、その辺についての対策が全く見えてこないというような状況になっております。

いずれにしても、最終的に、このことが大きな雇用問題に発展する可能性もあることから、国のほうも、この航路存続に向けて、どのような対策が講じられるのか、その具体的な対策について、引き続きよろしくお願ひしたい。

【野川部会長】 お答えは何かされますでしょうか。

高田課長。

【高田船員政策課長】 フェリーの航路の問題につきましては、これまでも当部会におきまして、平岡委員からも何度かご発言があり、特に宇高航路の協議会の状況などについて、担当部局よりお話をさせていただいたところでございます。また、進捗がございました段階で、どのようにお話しさせていただくかということについて検討させていただけたらと思います。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

平岡委員。

【平岡臨時委員】 今、課長のほうからお話があったわけですけども、その辺の進捗状況については、次回でもご報告していただければと思いますけれども、アクアラインについては協議会がなく、全く何も対策されていない。国としても、一応割引継続について費用を負担しているわけですから、それに対して、例えば、航路存続するために同じ土俵、すなわちバランスが必要とおもわれます。そういうことを考えれば、航路存続に向けた協議会を早急に立ち上げて、その辺の対策をやっていただければというふうに思うんで

すが、その辺いかがですか。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

高田課長。

【高田船員政策課長】 私も直接担当ではございませんので、この場でご回答させていただくことは、控えさせていただきたいと思っておりますけれども、そういった問題について、国として何ができるかということはなかなか難しい問題はあるかと思っております。そうした中で、ご意見があったということは担当部局にも伝えさせていただきたいと思っております。

【野川部会長】 よろしいでしょうか。

それでは、よろしく願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

高橋委員。

【高橋臨時委員】 以前、この場で申し上げた、サケ・マス流し網漁船の国際減船に伴う魚臨法の適用が間近に迫ってきているとの理解でおります。明年1月1日から、ロシアの200海里内の流し網漁船が全面禁止になることを受けて、国際減船の認定を受ければ、魚臨法の適用と、こういうこととなりますので、その準備を、お願いをしておきたいと思っております。

以上です。

【野川部会長】 何かございますか。よろしいですか。

佐藤室長。

【佐藤雇用対策室長】 ロシア流し網禁止法成立を受けまして、減船に伴う船員離職者が発生した場合には、魚臨法を適用いたしまして、きめ細かな職業指導や職業紹介等を行いまして、再就職の促進を図るとともに、給付金の支給により生活の安定を図る等の離職者対策を講じることとしております。

【野川部会長】 ほかにございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

特になければ、事務局よりお願いいたします。

【成瀬専門官】 次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第68回船

員部会を閉会といたします。本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には、ご出席を賜りまして、ありがとうございました。

— 了 —